

公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第26号「企業結合に関する会計基準（案）」、
 企業会計基準公開草案第27号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」、
 企業会計基準公開草案第28号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正（案）」、
 企業会計基準公開草案第29号（企業会計基準第7号の改正案）「事業分離等に関する会計基準（案）」、
 企業会計基準公開草案第30号（企業会計基準第16号の改正案）「持分法に関する会計基準（案）」及び
 企業会計基準適用指針公開草案第29号（企業会計基準適用指針第10号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（平成20年6月30日公表）

2. コメント募集期間

平成20年6月30日～平成20年8月20日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第●号「企業結合に関する会計基準」（平成●年●月●日公表）、
 企業会計基準第●号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成●年●月●日公表）、
 企業会計基準第●号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（平成●年●月●日公表）、
 企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（平成●年●月●日公表）、
 企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（平成●年●月●日公表）
 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL2	あずさ監査法人（※）
CL3	（社）全国信用金庫協会 信金中央金庫
CL4	全国農業協同組合中央会 JA 全国監査機構
CL5	（社）全国労働金庫協会
CL6	（社）日本貿易会（※）
CL7	（財）産業経理協会（※）

審議事項（6）

CL8	全国銀行協会
CL9	全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会
CL10	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部
CL11	(社) 日本経済団体連合会 経済第二本部
CL12	経済産業省 経済産業政策局
CL15	日本公認会計士協会
CL16	新日本製鐵株式会社 財務部 決算グループ
CL17	新日本有限責任監査法人 (※)

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	横山 明	公認会計士
CL13	藤田 敬司	立命館大学 経営管理研究科 教授 (※)
CL14	梅原 秀継	中央大学

注：※印は、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理に対してコメントをお寄せいただいた提出者を示しています。

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。なお、項番号のうち、「論点の項目」及び「コメントの概要」における記載は公開草案のものを指します。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理		
1) 独立第三者と締結した契約に基づく権利で未履行のものの削除理由	独立第三者と締結した契約に基づく権利で未履行のもの(業務委託契約等)が削除されているが、これらが削除された理由を明らかにしてほしい。今回の改正では、識別可能な無形資産について資産計上を義務付けている(企業結合会計基準案第29項)。業務委託契約等を削除する公開草案は、この改正に関連したものと思われるが、そもそも現在の会計慣行等から見て無形資産に該当しないということ削除されたのか(適用指針案第365項)、無形資産ではあるものの識別可能ではないということ削除されたのか、あるいは他の理由により削除されたのか、が明確でないように思われる。	
2) 取得することを意図していない無形資産	企業結合会計基準案第29項において、無形資産が識別可能なものであれば、原則として識別して資産計上することが求められることとされたが、第96項において、「したがって、例えば、当該無形資産を受け入れることが企業結合の目的の1つとされていた場合等、その無形資産が企業結合における対価計算の基礎に含められていたような場合には、当該無形資産を計上することとなる」とされているため、これまでと同様に、法律上の権利以外については、取得企業がその無形資産の取得を意図していない無形資産についてまでは、識別可能資産として認識すべきものが含まれていないかどうか検討する必要はないと考えてよいか。	
3) 基準の明確化について	総じて、国際的な会計基準との差異が解消される方向にあり、医薬等の多額の研究開発活動を行う業界における内外企業間の比較可能性が高まると予想されることから企業結合会計基準案に異存は無いが、資産の評価方法や償却方法等の具体的なガイドラインについて、他の会計基準との整合性を確保した上で提示戴きたい。	

審議事項(6)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>適用指針案第 59-2 項のように「・・・当該無形資産は分離可能なものとして取り扱う。」のであれば、無形資産に係る包括的な会計基準を同時に公表すべきであり、あるいは、識別する場合の要件等を明確に定めるべきであると考え。第 59-2 項では、「・・・企業結合の目的の 1 つが特定の無形資産の取得であり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合には、当該無形資産は分離可能なものとして取り扱う。」とされているが、そもそも、分離譲渡できないため、企業や事業そのものを取得する場合があります、無形資産に係る包括的な会計基準が存在していない現段階では、「分離可能なものとして取り扱う」こと自体に無理があるように思われる。したがって、無形資産に係る包括的な会計基準の公表を合わせて行うべきものとする。また、無形資産に係る包括的な会計基準が存在していない現段階で、「取得」に該当する企業結合の場合だけ、分離譲渡できないものを識別するのであれば、適用指針の中で、識別するための基準等について明確に定めるべきものとする。</p>	
	<p>研究開発費会計基準の一部改正案は、企業結合会計基準案が、企業結合の取得対価の一部を研究開発費に配分して費用処理する会計処理を廃止したことから、企業結合により被取得企業から受け入れた資産については、「研究開発費等にかかる会計基準」を適用しないとしている。そして、企業結合会計基準案第 29 項は、分離して譲渡可能な無形固定資産については、識別可能なものとして取り扱うとしている。ここでの「分離して譲渡可能な無形固定資産」とは、適用指針案第 59 項によれば、企業又は事業と独立して売買可能なものをいい、そのためには、当該無形固定資産の独立した価格を合理的に算定できなければならないとのことであるが、その内容に明確性が欠けるので、適用指針においてももう少し基準の明確化を図るべきである。その際には、できるだけ将来の会計処理の標準化も視野に入れ、基準の明確化を図るべきであるとの意見があった。</p>	
	<p>企業結合会計基準案について、包括的な無形資産会計基準を設定するまでの暫定措置として、約定残や顧客リストなど、M&A 取引特有の無形資産を例示する方が企業にとって必要である。</p>	

以上